

11. 保健センター関係

Q11-1：毎年、狂犬病の予防接種を受けていますが、守山保健センター健康安全課へ住所変更を届け出る必要がありますか？

A11-1 守山保健センターが住所変更を行いますので、特に住所変更のお届けをいただくなど手続きは必要ありません。

HP（犬の登録）

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/24-2-12-7-3-0-0-0-0-0.html>

問合せ：守山保健センター健康安全課食品衛生・動物愛護等担当

住 所：名古屋市守山区小幡一丁目3番1号

電 話：052-796-4617 受付時間：平日8：45～17：15

Q11-2：ペットの犬、猫にはマイクロチップの装着がされていますが、飼い主の住所が変わった場合、変更手続きは必要ですか？

A11-2 令和4年6月1日以降、ペットショップ等で販売される犬、猫にマイクロチップを装着することが義務付けられたところですが、マイクロチップ情報の登録が指定登録機関へされている犬、猫を飼っておられる飼い主の方はご自身で住所変更の手続きが必要になります。環境省：「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイト下記から登録事項の変更ができますのでお手続きをお願いいたします。

問合せ先：犬と猫のマイクロチップ情報登録

住 所：〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

電話：03-6384-5320（自動音声案内） 受付：平日8：00～20：00（土日祝日可）

アドレス：<https://reg.mc.env.go.jp> 電子メール：info@mc.env.go.jp

Q11-3：今回の町名町界整理の実施地区で、飲食店を営んでいます、守山保健センターに住所変更の届け出を行う必要がありますか？

A11-3 守山保健センターでは、新しい住所の情報を把握しています。住所変更の手続きは必要ありません。

現在の営業許可証は有効期限まで有効ですので、そのままお持ちください。

新しい住所での営業許可の証明書をご希望方される方は守山保健センター健康安全課食品衛生・動物愛護等担当（電話：052-796-4617）へお問い合わせください。（交付申請にあたっては、営業許可申請書手数料 300 円が必要となります。）

HP（食品取扱施設変更届）

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000011984.html>

Q11-4：病院、診療所、助産所の開設許可を受けていますが、住所変更の届け出をする必要がありますか？

A11-4 個人の医師、歯科医師等が開設している診療所等の所在地変更については届出事項ではありませんので。変更届の提出は不要です。

しかし、医療法人等で、今回の町名・町界整理で所在地が変更することにより定款の変更がある場合は愛知県保健医療局医務課に届け出をする必要があります。

（問合せ）愛知県 保健医療局健康医務部医務課 医療指導グループ
052-954-6275（ダイヤルイン）

Q11-5：薬局の開設許可を受けていますが、住所変更の届け出をする必要がありますか？

A11-5 住所（所在地）に関する変更届書は提出する必要がありません。

許可証表記の住所（所在地）については、次回、更新時に新しい住所に切り替えますので、有効期間まで現在の許可証をお使いください。また、医療機能情報につきましては、インターネットで報告をしていただきますようお願いいたします。

なお、新しい住所での許可証が必要な方は、中区保健センター環境薬務室住居衛生・薬務担当（電話 265-2256）へお問い合わせください。（書き換え交付を希望される方は、書換え交付申請書（手数料 2,100 円と許可証を持参）の備考欄に町名・町界変更にとまなうものであることを記載する必要があります。）

Q11-6：Q11-4、Q11-5 では、診療所、薬局等について、医療法、薬事法による手続きは必要ないとのことでしたが、他に手続きが必要ありませんか？

A11-6：医療保険各法（健康保険法等）により、厚生労働大臣の指定を受けた「保健医療機関又は保険薬局」については、東海北陸厚生局指導監察課に対して「保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届」を提出する必要があります。またこの変更届には「新住所通知書」又は「住所変更証明書」（写し可）を添付する必要があります。

東海北陸厚生局指導監察課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 6 階

052-228-6179 通話：052-228-6179 受付：平日 8：30～17：15_

HP https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/iryo_shido/faq-iryoh.html#

Q11-7：理・美容店、クリーニング店を営業していますが、住所変更の手続きが必要となりますか？

A11-7：住所に関する変更届を中保健センター環境薬務室営業施設指導担当へお届けいただく必要があります。

またお尋ねされる際には、事前に中保健センター環境薬務室営業施設指導担当へ電話で確認のうえ、手続きを行ってください。

HP（理容所・美容所営業の各種届出様式）

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/24-2-12-8-4-0-0-0-0-0.html>

HP（クリーニング所等営業の各種届出様式）

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/24-2-12-2-0-0-0-0-0-0.html>

問合せ：中保健センター環境薬務室営業施設指導担当

住 所：名古屋市中区栄四丁目 1 番 8 号中区役所内 4 階

電 話：052-265-2266 受 付：平日 8：45～17：15

※中保健センター職員が実地訪問の際に、住所変更手続きの必要についてお知らせします。

Q11-8：現在、浄化槽にし尿や生活排水を貯めて処理していますが、住所変更に伴って保健センターに届け出をする必要がありますか？

A11-8：今回の住所変更に伴う手続きは特に必要ありません。なお、ご不明なことがあれば中保健センター環境薬務室 住居衛生・薬務担当(電話 265-2256)にお尋ねください。

Q11-9：事業所にて食品を取り扱っています。住所変更前の住所を食品のラベルに記載していますが、直ちに変更する必要がありますか？

A11-9：原則、直ちに新住所へ変更する必要がありますが、実務上困難な場合にはこの限りではございません。なお、ご不明なことがあれば守山保健センター健康安全課食品衛生・動物愛護等担当(電話 796-4617)にお尋ねください。